

質問回答表

令和8年度外国人材受入支援事業業務委託に関する質問について次のとおり回答します。

No	要領等の項目	質問内容	回答
1	企画提案コンペ実施要領 6.応募者の資格(1)	複数の法人からなるコンソーシアムとして参加する場合は、構成員のうち1社に沖縄県内に事業所を有していれば、韓国の会社も応募可能でしょうか？	<p>・結論から申し上げますと、外国企業であっても、実施要領に定められたすべての資格要件を満たし、かつ指定された日本の公的書類を提出できる場合に限り、コンソーシアムの「構成員」として応募できる可能性があります。</p> <p>・しかし、実務上クリアしなければならない要件が定められており、日本国内(県内)での営業・納税・雇用実態がない場合は要件不備(失格)となります。具体的には、以下の点に十分ご注意ください。</p> <p>1. 資格要件および提出書類に関すること</p> <p>(1) 税の証明書の提出 コンソーシアムの場合、構成員の全てが「県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと」を満たす必要があります。応募書類として、日本の都道府県および税務署が発行する納税証明書の提出が必須であるため、日本国内で税務申告・納税を行っている実績がなければ要件を満たせません。</p> <p>(2) 日本の労働関連法令の遵守と証明 構成員の全てが日本の労働関連法令を遵守している必要があります。また、日本の雇用制度に基づく「雇用機会創出・雇用環境改善に関する取組状況(様式5)」の提出が構成員ごとに求められるため、国内での雇用実態がなければ評価を受けることが困難です。</p> <p>(3) 円滑な事業運営体制 県との打ち合わせや進捗管理に円滑に対応できる体制が求められます。特に県内事業所には、日本語での行政実務や迅速な意思疎通が可能な本事業専任の責任者及び担当者の配置が必要です。</p>
2	企画提案仕様書 4.委託業務内容(全般)	本事業の受託者が、職業紹介事業や労働者派遣事業を営む法人である場合、相談窓口やセミナー等を通じて支援を行う企業に対し、自社が登録・管理する外国人材の紹介、または派遣を行うことは可能でしょうか。	<p>・本事業は、県内企業の外国人材受入環境の整備を促進し、地域産業の振興を図ることを目的とした公的事业です。そのため、受託事業者には厳格な公平性と中立性が求められ、以下の通り運営いただく必要があります。</p> <p>・営利目的の利用禁止 相談窓口やマッチングイベント等の本事業を通じて得た情報を、受託事業者が自社等の営利活動(自社の人材紹介・派遣サービスの営業等)に利用することは、公的支援の公平性を損なうため認められません。</p> <p>・中立的な解決策の提示 企業の課題解決にあたっては、受託事業者のサービスに限定せず、専門家の派遣や、ハローワーク、出入国在留管理局、沖縄労働局等の公的機関との連携も含め、中立的な立場から最適な解決策を提示しなければなりません。</p>